

## 尾玉町鳥獣保護区指定（新設）の概要

## 1 鳥獣保護区の概要

## (1) 鳥獣保護区の名称

尾玉町鳥獣保護区

## (2) 鳥獣保護区の区域

主要地方道諏訪白樺湖小諸線と唐沢川との交点①を起点とし、同点から同川を東進し、諏訪市民有林 81 林班「と」小班との接点②に至り、同点から同林班「と」小班と「ち」小班界を東南進し、同 82 林班との接点③に至り、同点から同 81 林班と 82 林班界を東進し、同 82 林班「は」小班との接点④に至り、同点から同 82 林班「ろ」小班と「は」小班界を南進し、同 82 林班「ほ」小班との接点⑤に至り、同点から同 82 林班「に」小班と「ほ」小班界を南西進し、同 82 林班「へ」小班との接点⑥に至り、同点から同 82 林班「ほ」小班と「へ」小班界を東進し、同 96 林班との接点⑦に至り、同点から同 82 林班と 96 林班界を南進し、藤森鉄平石福沢山採石場との接点⑧に至り、同点から同採石場と民有林界を南進し、福沢川との交点⑨に至り、同点から同川を西進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との交点⑩に至り、同点から同地方道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 139 ヘクタール）

## (3) 鳥獣保護区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで（10 年間）

## 2 鳥獣保護区の保護に関する指針

## (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の鳥獣保護区

## (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は諏訪湖の東方に位置し、標高 780m から 1,140m にかけての多様な森林と水資源の豊富な地域であり、森林鳥獣の生息地として適した場所となっているため、森林鳥獣生息地として指定する。

## (3) 保護管理方針

鳥獣保護管理員等による定期的巡視を実施し、生息環境の保全及び鳥獣の生息に著しい影響のないよう管理を行う。

また、農林業被害を与える野生鳥獣については、区域内の尾玉町区と十分な事前調整を行った上で、必要に応じ有害鳥獣捕獲により適度な生息密度の維持管理を図ることとする。

3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積  
 総面積 139ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 93ha  
 農耕地 1ha  
 水面 -ha <干潟 -ha>  
 その他 45ha

イ 所有者別内訳

国有地 -ha

{	国有林	{	林野庁所管	-ha	{	制限林	-ha	{	保安林	-ha
			文部科学省所管	-ha		普通林	-ha		(土砂流出防備保安林)	-ha
			(以下所管省庁別に記載)			砂防指定地	-ha			
			国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)			その他	-ha			

地方公共団体有地	-ha	{	長野県有地	-ha
私有地等	139ha		市町村有地等	-ha
公有水面	-ha			
			一級河川 (河川法第9条2項の区間を除く) の河川区域	-ha

ウ 他の法令 (条例を含む) による規制区域

自然環境保全法による地域 (○○自然環境保全地域)	-ha	{	自然環境保全地域特別地域	-ha
			自然環境保全地域普通地域	-ha
自然公園法による地域 (○○国立公園) (○○国定公園)	-ha	{	特別保護地区	-ha
			特別地域	-ha
			普通地域	-ha
農振法による農業振興地域	-ha		農用地区域	-ha
文化財保護法による地域	-ha			

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 鳥獣保護区の位置

当該地域は、諏訪湖東方の標高 780m から 1,140m に位置する多様な森林区域である。

区域内には尾玉町「小鳥と緑花の散策路」が整備されており、地域住民の野鳥観察や散歩などに利用されている。

###### イ 地形、地質等

地形的には、西向きの斜面が多く、地質的には主に新生代第四紀層の安山岩質凝灰角礫岩を基岩とした地域である。

###### ウ 植物相の概要

林相としては、全体的にアカマツ、カラマツの人工林を主体とする林相を呈し、部分的にクヌギ、コナラの天然広葉樹林が分布する環境となっており、下層植生も豊かで、多様な植物相を有している。

###### エ 動物相の概要

市街地周辺の里山林縁部から低山帯の森林環境に生息する動物相となっている。

##### (2) 生息する鳥獣類（代表的な種を記載）

###### ア 鳥類

ハイタカ、ノスリ、フクロウ、チョウゲンボウ、サンコウチョウ、アオバト、ツツドリ、サンショウクイ、ヤブサメ、センダイムシクイ、ミソサザイ、クロツグミ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ 等

###### イ 獣類

○イノシシ、○ニホンジカ、○ニホンカモシカ（特別天然記念物）、ノウサギ、○タヌキ、キツネ、テン、○ハクビシン、アナグマ、ニホンリス、ムササビ 等

※ ○印は当該地域で一般的に見られる鳥獣

※ アンダーラインは特に保護を図ることが必要として定めた鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域周辺の家庭菜園等ではニホンジカによる食害が発生している。なお、当該地域が存在する諏訪市における被害状況及び捕獲許可件数は以下のとおりである。

当該地域の農林水産物の被害状況（諏訪市）

令和2年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
ニホンジカ	果樹、野菜、イモ類	マツタケ	986	1	518	120
ニホンザル	果樹、野菜	マツタケ	532	1	3	
イノシシ	イモ類	マツタケ	620	2	7	3
ハクビシン	野菜		22	8	32	1
その他獣類	果樹、野菜		43	3	15	0
カモ類	稲、果樹		1,705	3	65	10
カラス	果樹、野菜		54	3	27	0
サギ	稲		678	2	2	0
その他鳥類	果樹、野菜		239	5	8	16

令和3年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
ニホンジカ	豆類、野菜	ヒノキ、カラマツ、マツタケ	1,199	1	516	47
ニホンザル	果樹、野菜		341	1	1	
イノシシ	稲、野菜	マツタケ	351	2	13	1
ハクビシン	野菜		77	8	15	0
その他獣類	野菜		28	4	25	0
カモ類	稲		1,718	3	72	0
カラス	果樹、野菜		87	3	39	0
サギ	稲		573	2	5	0
その他鳥類	稲、果樹、野菜		277	4	0	0

令和4年度

加害鳥獣	被害農産物	被害林産物	被害金額 (千円)	許可捕獲(個体数調整含む)		狩 猟
				許可件数	捕獲数	捕獲数
ニホンジカ	豆類、野菜	マツタケ	893	1	610	38
ニホンザル	野菜		220	1	1	
イノシシ	稲、野菜	マツタケ	1,683	2	17	11
ハクビシン	野菜		55	3	8	0
その他獣類	野菜		144	4	9	0
カモ類	稲		1,672	3	58	15
カラス	果樹、野菜		89	3	38	0
サギ	稲		458	2	10	0
その他鳥類	稲、果樹、野菜		220	4	0	8

※各年度の被害金額は、当該地域を含む市町村の合計

8 施設整備に関する事項

案内板	1 基
木 標	本
制 札	6 本
補助版	15 枚

〈添付書類〉

- 1 尾玉町鳥獣保護区区域図
- 2 尾玉町鳥獣保護区区域説明図
- 3 尾玉町鳥獣保護区利害関係者名簿

尾玉町鳥獣保護区 利害関係者意見一覧

	組織名	職名	氏名	賛否	意見
1	諏訪市	市長	金子 ゆかり	賛成	以前から鳥獣保護区に戻してほしいと尾玉町から強い要望があり、区域内には保護されるべき鳥類が多数おり、地域住民等によって守られているため。
2	諏訪森林組合	代表理事 組合長	藤森 良隆	賛成	
3	信州諏訪農業協同組合	代表理事 組合長	小平 淳	賛成	
4	諏訪猟友会諏訪市支部	支部長	濱 孝一	条件付き賛成	保護区に指定された場合、一部ご理解が頂けていない住民の方々が、より強く出てくるか心配です。有害駆除はできるが、警察への通報が今まで以上多くなると、会員やる気も無くなり、一つ間違えば銃の取り上げにもなり得ます。その辺を踏まえての保護区指定へのご協議宜しくお願ひします。
5	日本野鳥の会諏訪支部	支部長	杉山 直	賛成	
6	尾玉町区	区長	岡野 貞夫	賛成	尾玉区民にとって自然環境を守るということは、生活環境を守るといことです。ずーっと続けております自然観察会などは周辺の自然環境を知る機会であり、また学ぶ機会でもあり大切な取り組みとなっております。自然環境の安心・安全が住環境の基本だと思ひます。
7	榊町区	区長	松田 隆臣	賛成	捕獲活動の際には事前の通知があると地区に報告できるので助かります。
8	双葉ヶ丘区	区長	斉藤 伊織	賛成	双葉ヶ丘区の県道付近まで小鳥や緑花の散策に来ている方がおられるので、賛成します。
9	南澤町区	区長	河西 守人	条件付き賛成	除外区域、捕獲禁止区域と境界を接する保護区域内であっても、住宅、田畑、特に農作物に対する害獣被害が著しい場合は、保護区域であっても駆除を認めるならば賛成。
10	八剣神社林野委員会	委員長	関 治美	賛成	
11	手長神社山野委員会	委員長	菊池 一也	条件付き賛成	・指定区域の住民や、そこに農耕地を有する人達に対し、許容範囲を越えた不利益や精神的負荷を与える様な事態が生じた場合は、速やかに関係者による話し合いにより対策を講じること。 ・鳥獣を含めた「自然」を守ることは、重要な事であると思うが、自然環境や社会も変化して行く中で、どの様に生きて行くかは永遠の課題であると思うが、まずは皆で話し合う事が大切ではないかと思う。
12	上桑原牧野農業協同組合	組合長	宮坂 正	賛成	計画案に賛成

# 諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、イノシシを除く） の今後の区域設定に関する意見書

日本野鳥の会諏訪支部  
支部長 杉山 直

## 1 尾玉町周辺の鳥獣保護区新設について

平成 21 年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定替えされた諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域のうち、尾玉町周辺については、区域内でも特に鳥類の生息に適する森林環境が広がり、多様な鳥類が飛来、生息している地域である。特に、センダイムシクイ、クロツグミ、キビタキ、オオルリ、ジョウビタキ、エナガなど、40 種ほどの野鳥を間近に見られる地域である。

また、尾玉町住民が主体となり「小鳥と緑花の散策路」を整備し、地域住民が野鳥観察や散歩などに利用するなど、自然環境の保全や鳥類の保護意識が高い地域でもあり、尾玉町からは鳥獣保護区への移行要望が上がっている。

なお、東側を可猟区にすることにより、当地区における農業被害も軽減することが見込まれる。

以上のことから、尾玉町周辺については、生息する多様な鳥類の保護の観点、また地域住民による鳥類保護思想の更なる醸成の観点から、鳥獣保護区に指定することが適当と思料される。

## 2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域（シカ・イノシシを除く）の再指定について

新設する鳥獣保護区の西側の区域、諏訪市街地から続く西向きの森林においては、尾玉町周辺同様、多様な鳥類の生息場所であるとともに、オオワシなどの冬の渡り鳥の生息地となっており、従来どおり鳥類の生息環境を保全していく必要があるものと思料される。

一方でニホンジカの住宅周辺への出没や農作物への被害も確認されていることから、鳥類の保護を図りつつシカとイノシシの狩猟（わな猟）ができる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」として再指定することが適当と思料される。

## 3 東側区域の除外について

諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域のうち、東側の区域は、ゴルフ場（諏訪湖カントリークラブ）や採石場など、本来の森林環境とは異なる人為的に改変された土地利用が多くを占めており、鳥類の生息環境としては必ずしも適する環境とは言えない地域である。

また、近年にシカの高密度生息域となった霧ヶ峰の直下に位置し、シカの出没や被害が諏訪狩猟鳥獣捕獲禁止区域のうちでも激しい地域とのことで、狩猟や有害捕獲に

よりシカ等の個体数を抑制されることが望ましい地域である。

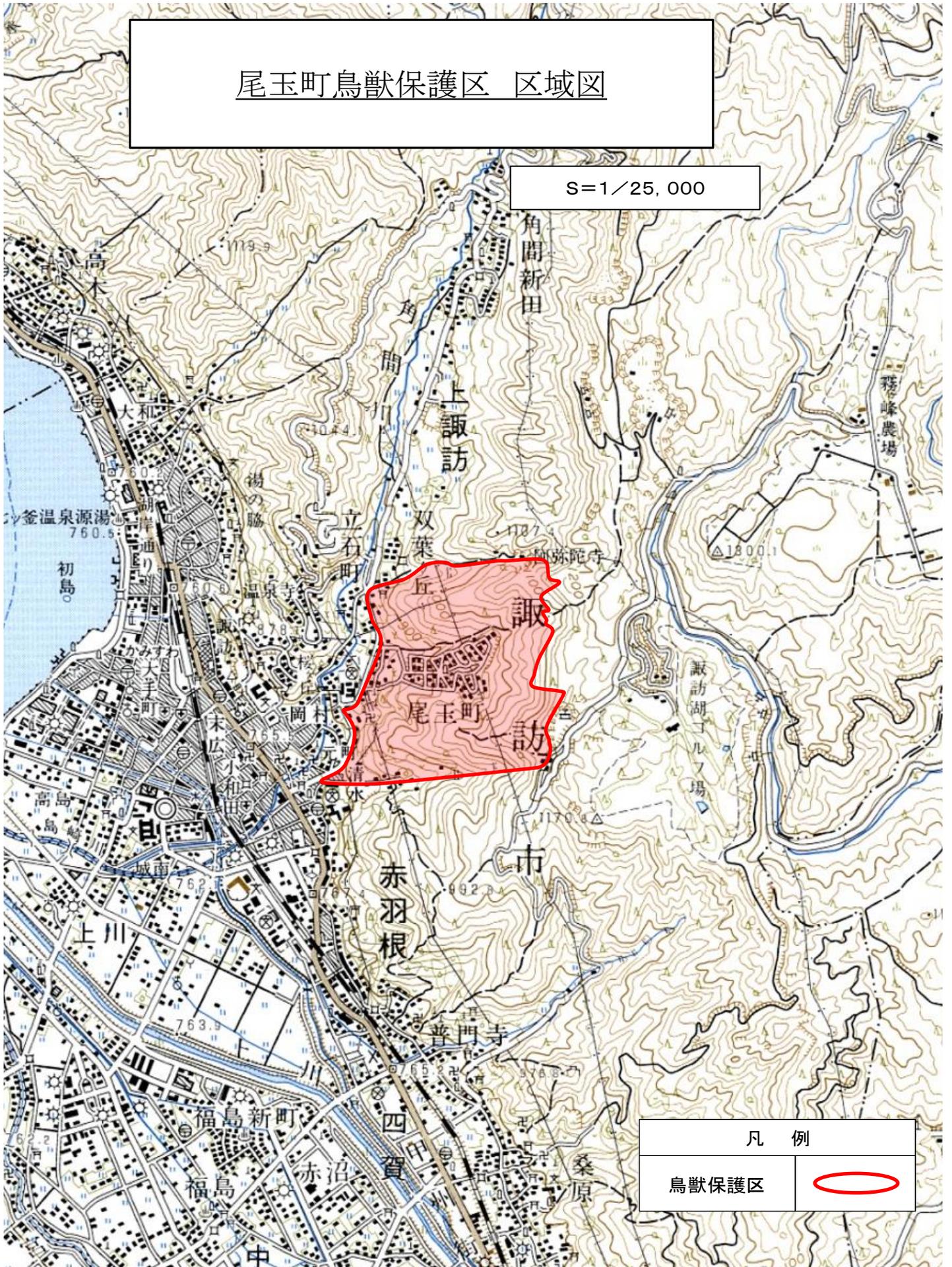
なお、東側区域を狩猟鳥獣捕獲禁区域から除外し、可猟区にした場合の鳥類への影響については、

- ① ゴルフ場や採石場という人為活動の場であり、銃猟自体に制約があり、鳥類の生息環境が一定程度守られること
- ② 人為的な改変の多い土地利用のため、鳥類の生息環境として特段の保護を要する必要性が少ない場所であること

等を勘案し、区域除外による鳥類の生息への大きな影響はないものと思料される。

# 尾玉町鳥獣保護区 区域図

S=1/25,000



凡 例	
鳥獣保護区	